



第 70 回

定時株主総会招集ご通知

開催日時



平成 28 年 6 月 24 日（金曜日）
午前 10 時（開場：午前 9 時）

開催場所



大阪市西区立売堀二丁目3番16号
当社本社ビル 7 階会議室

末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

決議事項



- 第 1 号議案 定款一部変更の件
- 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9 名選任の件
- 第 3 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 4 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件
- 第 5 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

▶ 目次

- P. 1 第70回定時株主総会招集ご通知
- P. 2 株主総会参考書類
- P. 17 事業報告
- P. 34 連結計算書類
- P. 48 計算書類
- P. 57 監査報告

郵 送 に よ る 議 決 権 行 使 期 限
平成28年6月23日（木曜日）午後 5 時30分まで

株 主 各 位

証券コード：8051

平成28年6月3日

大阪市西区立売堀二丁目3番16号

株式会社 **山善**

代表取締役社長 **中 田 繞**

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区立売堀二丁目3番16号
当社本社ビル 7階会議室（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項

報告事項	1. 第70期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	2. 第70期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件
	第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
	第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
	第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
	第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
	第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.yamazen.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。
- 当社のさらなる企業価値の向上を図る観点から、取締役会に監査等委員（独立した複数の社外取締役を含みます。）を置くことで取締役会の監督機能を強化し、かつ監督と執行の分離を進めつつ経営の機動性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 上記各条文の新設、変更及び削除に伴う条数の整備、字句の修正、現行の規定内容を明確にすることその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は、変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 <u>（3）監査役会</u> <u>（4）会計監査人</u>	（機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> （ <u>削</u> <u>除</u> ） <u>（3）</u> 会計監査人

現行定款	変更案
第5条～第18条 (条文省略) (員数) 第19条 当社の取締役は、15名以内とする。 (新 設) (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (新 設) (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設)	第5条～第18条 (現行どおり) (員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、15名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (選任方法) 第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (新 設) (取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略) 2. (条文省略) (新 設) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新 設) 第25条～第26条 (条文省略)	(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)<u>の中から、代表取締役を選定する。</u> 2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)<u>の中から、取締役社長1名を定める。</u> 3. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)<u>の中から、取締役会長1名を定めることができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>前二項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u> (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法) 第25条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> 2. <u>前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u> 第26条～第27条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u>
	第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(報酬等)	(報酬等)
第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第28条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	(削 除)
(員数)	(削 除)
第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削 除)
(選任方法)	(削 除)
第30条 監査役は、株主総会において選任する。	
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(任期)	(削 除)
第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	

現行定款	変更案
<u>(監査役補欠者の選任決議の有効期間)</u> 第32条 <u>監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(削 除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
<u>(監査役会規則)</u> 第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削 除)
<u>(報酬等)</u> 第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削 除)

現行定款		変更案
	(新 設)	第5章 監査等委員会
	(新 設)	(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
	(新 設)	(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
	(新 設)	(監査等委員会の決議方法) 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
	(新 設)	(監査等委員会規則) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第38条～第41条	(条文省略)	第35条～第38条 (現行どおり)



現行定款	変更案
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であったものの損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
(新 設)	第2条 前条および本条は、平成38年6月24日をもって削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役11名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	よし い とおる 吉 居 亨 (昭和15年1月2日生)	昭和38年 8月 当社入社 昭和61年12月 当社取締役大阪機械部長 平成 3年 4月 当社常務取締役U S A 東部支社長 平成 7年 4月 当社常務取締役海外営業本部長兼機械統括部長 平成11年 5月 当社専務取締役機械・システムエンジニアリング担当兼 国際本部担当 平成13年 6月 当社代表取締役副社長営業担当兼経営企画本部長 平成15年 4月 当社代表取締役社長 平成26年10月 当社代表取締役会長 平成27年 4月 当社取締役会長（現任）	109,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	中 田 綾 （昭和21年6月17日生）	昭和44年 3月 当社入社 平成15年 4月 当社執行役員九州支社長 平成19年 4月 当社上席執行役員 平成21年 4月 当社上席執行役員工具統括部長 平成21年 6月 当社取締役上席執行役員 平成23年 4月 当社常務取締役上席執行役員機工事業部長兼マーケティング統括部長 平成24年 6月 当社専務取締役上席執行役員 平成25年 4月 当社取締役副社長生産財事業担当 平成26年 4月 当社代表取締役副社長 平成26年10月 当社代表取締役社長 平成28年 4月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）	37,600株
3	山 本 政 美 （昭和21年11月11日生）	昭和40年 4月 当社入社 平成 9年 6月 当社取締役東京営業本部副本部長 平成11年 5月 当社取締役東京営業本部長 平成14年 6月 当社取締役退任 当社常務執行役員国際本部長 平成18年 6月 当社取締役上席執行役員 平成19年 6月 当社常務取締役上席執行役員 平成23年 4月 当社専務取締役上席執行役員 平成24年 4月 当社専務取締役上席執行役員国際事業本部長 平成25年 4月 当社取締役副社長国際事業本部長兼国際事業担当 平成27年 4月 当社代表取締役副社長東日本営業本部長 平成28年 4月 当社代表取締役副社長執行役員（現任）	55,700株

候補者番号	氏 名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	かけ 掛 がわ 川 たか 隆 し 司 （昭和23年6月22日生）	昭和47年 4月 当社入社 平成16年 4月 当社執行役員財務部長 平成20年 4月 当社上席執行役員管理本部副本部長 平成21年 4月 当社上席執行役員管理本部長 平成21年 6月 当社取締役上席執行役員 平成24年 6月 当社常務取締役上席執行役員 平成26年 4月 当社専務取締役上席執行役員 平成28年 4月 当社取締役副社長執行役員（現任）	37,300株
5	ふく 福 だ 田 ひろし 廣 （昭和23年10月16日生）	昭和46年 3月 当社入社 平成21年 4月 当社執行役員九州支社長 平成22年 4月 当社上席執行役員 平成24年 4月 当社上席執行役員九州営業本部長 平成25年 6月 当社取締役上席執行役員 平成26年 4月 当社常務取締役上席執行役員大阪営業本部長 平成28年 4月 当社取締役専務執行役員（現任）	31,900株
6	なが 長 お 尾 ゆう 雄 じ 次 （昭和29年12月25日生）	昭和52年 4月 当社入社 平成23年 4月 当社執行役員住設建材統括部副統括部長 平成24年 4月 当社執行役員住建事業部副事業部長兼東日本統括長 平成25年 4月 当社上席執行役員住建事業部長兼西日本統括長 平成26年 4月 当社上席執行役員住建事業部長 平成26年 6月 当社取締役上席執行役員 平成27年 4月 当社常務取締役上席執行役員 平成28年 4月 当社取締役専務執行役員生産財統括（現任）	14,200株

候補者番号	氏 名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	あ そ う た い ち 麻 生 太 一 (昭和26年2月2日生)	昭和48年 4月 当社入社 平成16年 4月 当社執行役員家庭機器営業本部長兼営業統括部長 平成21年 4月 当社上席執行役員 平成24年 4月 当社上席執行役員家庭機器事業部長 平成24年 6月 当社取締役上席執行役員 平成27年 4月 当社常務取締役上席執行役員 平成28年 4月 当社取締役常務執行役員（現任）	15,500株
8	の う み と し や す 野 海 敏 安 (昭和26年4月10日生)	昭和45年 3月 当社入社 平成23年 4月 当社執行役員機工事業部工具統括部副統括部長兼 東日本営業本部工具部長 平成24年 4月 当社執行役員機工事業部東日本統括長 平成24年 7月 当社執行役員東日本営業本部副本部長兼 機工事業部東日本統括長 平成25年 4月 当社上席執行役員 平成26年 4月 当社上席執行役員機工事業部長 平成27年 6月 当社取締役上席執行役員 平成28年 4月 当社取締役常務執行役員生産財副統括兼 機工事業部長（現任）	12,700株
9	す な や ま し げ る 砂 山 滋 (昭和27年8月30日生)	昭和50年 3月 当社入社 平成23年 4月 当社執行役員経営企画本部経営企画部長 平成24年 6月 当社執行役員経営企画本部長 平成25年 4月 当社上席執行役員 平成27年 6月 当社取締役上席執行役員 平成28年 4月 当社取締役執行役員（現任）	18,100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社と吉居亨氏とは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。

第3号議案

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第 1 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	新任 まつむらよしかず 松村嘉員 （昭和25年10月3日生）	昭和48年 4月 当社入社 平成20年 4月 当社執行役員経理部長 平成22年 4月 当社執行役員管理本部副部長兼経理部長 平成24年 4月 当社上席執行役員管理本部副部長兼財務経理部長 平成26年 4月 当社上席執行役員財務経理部長 平成26年 6月 当社監査役（現任）	35,400株
2	新任 社外 かとうさちえ 加藤幸江 （昭和21年11月11日生）	昭和46年 4月 検事任官（東京地方検察庁） 昭和49年 3月 検事退官（福島地方検察庁） 昭和49年 5月 大阪弁護士会登録 昭和58年 3月 中務総合法律事務所入所（現任） （現 弁護士法人中央総合法律事務所） 平成27年 6月 当社社外取締役（現任）	1,000株

候補者番号	氏 名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	新任 社外 つ だ よ し の り 津 田 佳 典 （昭和47年8月18日生）	平成 7年 4月 中央監査法人入社 （平成18年9月みすず監査法人へ改称） 平成10年 4月 公認会計士登録 平成19年 7月 みすず監査法人退社 平成19年 8月 あすかコンサルティング株式会社 代表取締役役に就任（現任） 津田佳典公認会計士事務所代表（現任） 平成25年 6月 当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 第一稀元素化学工業株式会社 社外監査役	0株

- （注） 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 加藤幸江氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
- （1）当社は、弁護士法人中央総合法律事務所から、同氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社と同法人との間における取引金額は僅少であります。
- （2）当社と株式会社日阪製作所との間には、機工商品の仕入取引がありますが、その取引金額は僅少であります。
3. 津田佳典氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
4. 加藤幸江氏を社外取締役候補者とした理由
- （1）過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての長年の経験と豊富な知識に基づき、取締役会において適切かつ有効な助言及び指導をしていただけるものと判断しますので、同氏の選任をお願いするものであります。
- （2）同氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 津田佳典氏を社外取締役候補者とした理由
- 公認会計士として培われた会計に関する専門的知見と高い見識に基づき、取締役会において適切かつ有効な助言及び指導をしていただけるものと判断しますので、同氏の選任をお願いするものであります。
6. 当社は、松村嘉真氏、加藤幸江氏及び津田佳典氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本議案の決議の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
たま き えい いち 玉 置 栄 一 （昭和30年1月21日生）	昭和54年11月 監査法人中央会計事務所入所 昭和58年 3月 公認会計士登録 平成 5年12月 税理士登録 平成 6年 1月 玉置公認会計士事務所所長（現任） 平成27年 4月 関西大学 会計専門職大学院特別任用教授（現任）	0株

- （注）
- 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 玉置栄一氏は補欠の社外取締役候補者であります。
 - 玉置栄一氏を補欠の社外取締役候補者とした理由
過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、当社の監査等委員である社外取締役に就任した場合、公認会計士としての長年の経験と豊富な知識に基づき、監査等委員である社外取締役として適切かつ有効な助言及び指導をしていただけるものと判断しますので、同氏の選任をお願いするものであります。
 - 玉置栄一氏が当社の監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において、年額720百万円以内とご決議いただき今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して年額720百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額90百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

以 上

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の景気対策などの効果もあり、企業収益や雇用環境の改善などを背景に、緩やかな回復基調で進んできたものの、年度後半にかけては、横ばいで推移しました。また、個人消費は、雇用、所得環境の改善により底堅い動きもありましたが、拡大傾向には至らず、力強さを欠く状況となりました。

当社グループを取り巻く事業環境においては、国内生産財分野では、各種補助金や企業の収益改善を背景に、製造事業者の工作機械をはじめとする設備の更新需要が好調に推移しました。海外生産財分野では、米国では自動車関連業界を中心に設備投資が上向いた一方で、アジアでは、中国における自動車生産台数の伸びが鈍化、A S E A Nにおいても同台数が減少するなど、厳しい環境となりました。消費財分野では、個人消費は、訪日外国人の増加により一部の小売業等で需要が伸長しましたが、集中豪雨などの天候不順や暖冬の影響が下押し要因となり、全体としては、大幅な伸びはみられませんでした。また、住宅関連では新設住宅着工戸数が増加に転じましたが、これまでの落ち込みを補うには至らず、小幅な改善にとどまりました。

このような情勢下、当社グループは、当期を最終年度とする3ヵ年中期経営計画『A.A.15 (ダブルエー・イチゴ)』の方針に基づき、新たな成長戦略を描き企業価値の一層の向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、447,774百万円（前期比2.7%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は13,258百万円（同、1.0%増）、経常利益は13,503百万円（同、1.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,192百万円（同、57.1%増）となりました。

セグメント別の概要は、次のとおりであります。

【生産財関連事業】

〔国内生産財事業〕

機械事業部では、企業の収益改善が続く中、省エネルギー設備導入補助金やものづくり補助金などの政策が後押しし、自動車向けを中心に国内需要は好調を持続、受注が堅調に推移した結果、機械事業部の売上高は81,746百万円（前期比25.9%増）となりました。

機工事業部では、好調な国内の設備投資を背景に、工作機械周辺機器、鉄骨加工機械、マテハン機器、流体機器など、幅広い商品分野で受注が堅調に推移しました。また、従前より全国各地で継続開催している展示会に加えて、あらたなテーマの展示会を開催し、計画以上の集客を実現するとともに、製造現場の生産性向上提案により、多数の引き合い、多額の受注を獲得しました。その結果、機工事業部の売上高は133,227百万円（同、8.9%増）となりました。また、国内生産財事業全体では、売上高は214,973百万円（同、14.8%増）となりました。

〔海外生産財事業〕

米国市場は、年間を通して自動車や航空機関連業界を中心に設備投資需要は底堅く、工作機械の売上が堅調に推移しましたが、中国市場での電子・精密加工関連業界の需要の落ち込みや、A S E A N市場での工作機械需要の低迷により、国際事業本部の売上高は93,173百万円（前期比13.6%減）となりました。

【消費財関連事業】

〔住建事業〕

住建事業部では、産業用太陽光発電システムの需要が大きく低迷しましたが、高付加価値商材に注力することで、主力の水廻り商品、空調機器、給湯機器が前期を上回る受注となりました。その結果、住建事業部の売上高は56,400百万円（前期比4.3%減）となりました。

〔家庭機器事業〕

家庭機器事業部では、暖冬の影響を受け、季節家電である暖房機器の販売が低調となったものの、家事家電、調理家電、夏向けの季節商品の販売は、堅調に推移しました。また、ネット通販事業である「くらしのeショップ楽天市場店」が「楽天ショップ・オブ・ザ・イヤー2015」においてジャンル大賞を受賞するなど、最終需要者の高い支持を得て好調に推移しました。その結果、家庭機器事業部の売上高は75,159百万円（前期比0.7%増）となりました。

【企業集団の部門別売上高】

部 門	期 別	前 期 (平成27年3月期)		当 期 (平成28年3月期)	
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)
機 械 事 業 部		64,944	14.9	81,746	18.3
機 工 事 業 部		122,314	28.1	133,227	29.7
国 内 生 産 財 事 業 合 計		187,259	43.0	214,973	48.0
国際事業本部 (海外生産財事業)		107,796	24.7	93,173	20.8
住 建 事 業 部		58,962	13.6	56,400	12.6
家 庭 機 器 事 業 部		74,616	17.1	75,159	16.8
消 費 財 関 連 事 業 合 計		133,578	30.7	131,560	29.4
そ の 他		7,168	1.6	8,067	1.8
合 計		435,803	100.0	447,774	100.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

②設備投資の状況

物流体制の最適化を目的に、サード・パーティー・ロジスティクス事業者の活用を推進しております。当連結会計年度においては、重要な物流拠点として、サード・パーティー・ロジスティクス事業者との長期の業務委託契約によりロジス関東（群馬県伊勢崎市、延床面積82,391.54 ㎡）の物流機能を確保しました。

③資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第67期 平成25年3月期	第68期 平成26年3月期	第69期 平成27年3月期	第70期(当期) 平成28年3月期
売上高	370,338	395,249	435,803	447,774
営業利益	9,756	9,562	13,130	13,258
経常利益	10,351	9,838	13,330	13,503
親会社株主に帰属する当期純利益	6,249	5,515	5,851	9,192
1株当たり当期純利益	66円63銭	58円80銭	62円38銭	98円01銭
総資産	160,178	179,088	200,301	208,404
純資産	51,469	55,906	65,148	67,518

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	事業内容
Yamazen,Inc.	800万U S ドル	100.0%	北米地域における主として当社取扱商品の販売
Yamazen (Singapore) Pte.Ltd.	500万 S P ドル	100.0%	シンガポール及び周辺地域における主として当社取扱商品の販売
Yamazen (Thailand) Co.,Ltd.	2,400万バーツ	100.0%	タイ及び周辺地域における主として当社取扱商品の販売
Yamazen Co.,Ltd.	3,000万N T ドル	100.0%	台湾及び周辺地域における主として当社取扱商品の販売
Souzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.	250万U S ドル	100.0%	中国における主として当社取扱商品の台湾系企業への販売
Yamazen (Shanghai) Trading Co.,Ltd.	150万U S ドル	100.0%	中国（華東、華北）における主として当社取扱商品の販売
Yamazen (Shenzhen) Trading Co.,Ltd.	200万U S ドル	100.0%	中国（華南）における主として当社取扱商品の販売
ヤマゼンクリエイティブ株式会社	100百万円	100.0%	イベント企画・生活関連用品の販売等
ヤマゼンロジスティクス株式会社	80百万円	100.0%	倉庫・保管業

(注) Yamazen (Thailand) Co.,Ltd.及びSouzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.における当社の出資比率は、間接保有もあわせて算出しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループがめざす持続的成長の実現には、専門商社として変化に的確かつ迅速に対応することが最も重要と認識しております。そのためにも、コア事業単位に営業収益力の一層の強化を重視しており、中期経営計画『ONEXT YAMAZEN 2018』を推進するプロセスにおいて対処してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

部 門	主 要 取 扱 商 品
機 械 事 業 部	各種加工セル、産業用ロボット、マシニングセンタ、CNC旋盤、CNC研削盤、CNCフライス盤、放電加工機、CAD/CAM、積層造形装置、測定機器、自動化周辺機器、工作補要機器、汎用工作機械、射出成形機、レーザー加工機、その他鍛圧板金加工機等の販売
機 工 事 業 部	物流機器、メカトロ（FA）機器、環境改善機器、クリーンルーム・クリーンエア機器、切削工具、工作補要機器、測定機器、分析機器、コンプレッサー、塗装機、ポンプ・送風機、流体継手、加熱・冷却機器、ボイラー、作業工具、パワーツール、切断・研削・研磨用品、溶接機、発電機、小型加工機械、ケミカル用品、部品・容器洗浄器、冷暖房機器等の販売
国 際 事 業 本 部	輸出入、技術提携・海外調達・生産工場の海外移転支援及び三国間取引／工場生産設備並びにシステムのトータルプランニング及び製品部材調達とその販売 【機械】 マシニングセンタ、CNC旋盤、CNC研削盤、CNCフライス盤、放電加工機、汎用工作機械、射出成形機、鍛圧板金加工機等の販売 【機工】 NCツーリング、補要工具、切削工具、測定工具、計測機器、作業工具、工作機械周辺機器、環境改善機器、表面実装機、電子部品挿入機、検査機、基盤組立関連周辺機器等の販売
住 建 事 業 部	厨房機器、調理機器、浴室機器、洗面機器、給湯機器、衛生機器、空調・換気関連機器、太陽光発電、蓄電池、床暖房、管工機材、内装建材、外装建材、介護機器、サッシ、エクステリア、建設資材、建設機械、構造躯体、オフィス機器、ホーム機器、BCP関連機器等の販売
家 庭 機 器 事 業 部	家電（冷暖房・調理・健康・AV・照明）、インテリア、レジャー・スポーツ用品、ペット用品、作業工具、エクステリア、園芸用品、住宅設備機器、事務機器、介護用品等の販売

(6) 主要な営業所 (平成28年3月31日現在)

国内営業拠点	大阪本社 (大阪市)
	東京本社 (東京都港区)
	名古屋支社 (名古屋市)
	九州支社 (福岡市)
	広島支社 (広島市)
海外営業拠点	U S A支社 (米国 イリノイ州)
	南アセアン支社 (シンガポール)
	北アセアン支社 (タイ バンコク)
	台湾支社 (台湾 台北)
	中国支社 (中国 上海)

(注) 営業地域及び顧客属性毎に事業を区分したビジネスユニットを支社と称しております。

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,687名	45名増

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,499名	10名増	36.8歳	13.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 200,000,000株
- ②発行済株式の総数 93,840,310株
- ③株主数 5,075名
- ④上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
山善取引先持株会	8,431千株	8.98%
東京山善取引先持株会	5,614千株	5.98%
D M G 森精機株式会社	3,542千株	3.77%
株式会社みずほ銀行	3,272千株	3.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,184千株	3.39%
株式会社りそな銀行	3,067千株	3.26%
山善社員投資会	2,710千株	2.89%
名古屋山善取引先持株会	2,287千株	2.43%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,981千株	2.11%
広島山善取引先持株会	1,350千株	1.43%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（44,463株）を控除して計算しております。
2. 記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
吉 居 亨	取 締 役 会 長	
中 田 繞	代 表 取 締 役 社 長	
山 本 政 美	代表取締役副社長（東日本営業本部長）	
掛 川 隆 司	専 務 取 締 役（管 理 本 部 長）	
福 田 廣	常 務 取 締 役（大 阪 営 業 本 部 長）	
関 矢 信 雄	常 務 取 締 役（機 械 事 業 部 長）	株式会社ジェムス取締役
麻 生 太 一	常 務 取 締 役（家 庭 機 器 事 業 部 長）	
長 尾 雄 次	常 務 取 締 役（住 建 事 業 部 長）	
野 海 敏 安	取 締 役（機 工 事 業 部 長）	
砂 山 滋	取 締 役（経 営 企 画 本 部 長）	
加 藤 幸 江	取 締 役	③イ記載のとおりであります
松 村 嘉 員	常 勤 監 査 役	
山 崎 公 明	常 勤 監 査 役	
阪 口 誠	監 査 役	③イ記載のとおりであります
津 田 佳 典	監 査 役	③イ記載のとおりであります

- (注) 1. 取締役加藤幸江は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役阪口誠及び津田佳典は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役松村嘉員は、当社の経理部門に平成6年2月から平成26年6月まで在籍し、通算20年にわたり決算手続並びに財務諸表の作成等に従事し、また、監査役津田佳典は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行を行わない取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

②取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (1)	538百万円 (4)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2)	70百万円 (12)
合 計	16名	609百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において賞与を含めて年額720百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において賞与を含めて年額90百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・平成28年4月13日開催の取締役会において決議（監査役賞与については、監査役の協議）しました役員賞与
 取締役 11名 150百万円（うち社外取締役 1名 ー百万円）
 監査役 4名 17百万円（うち社外監査役 2名 ー百万円）

③社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 職	先	兼 職 の 内 容
社外取締役	加藤幸江	ダ イ ド ー ド リ ン コ 株 式 会 社		社外監査役
		株 式 会 社 日 阪 製 作 所		社外取締役
		弁 護 士 法 人 中 央 総 合 法 律 事 務 所		弁 護 士
社外監査役	阪 口 誠	多 木 化 学 株 式 会 社		社外監査役
		モ リ テ ッ ク ス チ ール 株 式 会 社		社外取締役
		中 之 島 シ テ ィ 法 律 事 務 所		弁 護 士
社外監査役	津 田 佳 典	第 一 稀 元 素 化 学 工 業 株 式 会 社		社外監査役
		あ す か コ ン サ ル テ ィ ン グ 株 式 会 社		代 表 取 締 役
		津 田 佳 典 公 認 会 計 士 事 務 所		公 認 会 計 士

- (注) 1. 当社は、弁護士法人中央総合法律事務所から、社外取締役加藤幸江氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社と同法人との間における取引金額は僅少であります。
2. 当社と株式会社日阪製作所との間には、機工商品の仕入取引がありますが、その取引金額は僅少であります。

- . 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (13回開催)		監査役会 (13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 加藤幸江	10回	100%	—	—
社外監査役 阪口誠	12回	92%	12回	92%
社外監査役 津田佳典	13回	100%	13回	100%

(注) 社外取締役加藤幸江は、平成27年6月24日就任後開催の取締役会より出席しております。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役加藤幸江は、弁護士として主に法務的な見地から、公正な意見の表明を行い、経営の意思決定の客観性、経営の健全性・透明性を確保するための助言・提言を行っております。

社外監査役阪口誠は、弁護士として主に法務的な見地から、公正な意見の表明を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、社外監査役津田佳典は、公認会計士として主に会計的な見地から、公正な意見の表明を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	46百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③重要な子会社の監査

当社の重要な子会社のうち、Yamazen,Inc. (米国 イリノイ州)、Yamazen (Singapore) Pte.Ltd. (シンガポール)、Yamazen (Thailand) Co.,Ltd. (タイ バンコク)、Yamazen Co.,Ltd. (台湾 台北)、Souzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd. (中国 シンセン)、Yamazen (Shanghai) Trading Co.,Ltd. (中国 上海)、Yamazen (Shenzhen) Trading Co.,Ltd. (中国 シンセン) は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、グローバル化・多様化する経営環境のなかで、内部統制とコンプライアンスを経営上の重要課題として受け止め、経営の公正性と透明性を高めるため、「内部統制委員会」を設置し、また、「広く社会から信頼され、期待され、支持される事業体」であるためには、C S R 活動の積極的・継続的な取り組みが不可欠であるとし、この方針の徹底・浸透に向けた活動を具体的かつ効果的に展開するため、「コンプライアンス委員会」を設置しております。

なお、その整備状況は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

◇経営上のリスクとその網羅性を加味し、取締役の職務分担をより明確にし、職務（責任）を遂行する上で必要な執行権限を定めております。

◇執行役員会及び各種委員会において、重要案件の事前審議を行い、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

◇会社内に存在する重要なリスクの洗い出しと、その回避又は圧縮については、職務分掌・業務フロー・業務上のルール（統制方法）を定めた上で、すべて規程として整備（文書化）し、重要なプロセスが、この規程に基づいて行われる体制を築いております。

◇C S R活動を推進するため、事務局である経営企画部がリスクの管理を総合的に行うとともに、リスクマネジメントの遂行を統制しております。また、当該活動に関しては、内部統制委員会が独立的立場からその有効性を評価するとともに、コンプライアンス委員会がリスクの顕在化防止あるいは低減に向けた具体的かつ効果的な活動を行っております。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

◇文書管理規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理し、取締役・監査役が随時閲覧できる体制をとっております。

④取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

◇企業の社会的責任の重要性を厳粛に受け止め、C S R活動の推進体制を整備するとともに、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけ、『山善グループ企業行動憲章』を制定しております。

◇法令順守及び企業倫理の徹底について、グループ全体への浸透を自ら率先垂範するとともに、教育・研修の充実を図っております。また、『山善グループ企業行動憲章』に従業員に対する行動規範として位置づけ、これを周知徹底するため、計画的な啓発に努めております。

◇企業内不祥事の発生を抑止するため社内通報窓口（内部告発に関する制度）を設置し、正当な理由に基づく内部告発者の保護に努めるとともに企業倫理の徹底を図っております。

◇以上の活動に関し、②「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」と同様、内部統制委員会が独立的立場からその有効性を評価するとともに、コンプライアンス委員会がリスクの顕在化防止あるいは低減に向けた具体的かつ効果的な活動を行っております。

⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

◇国内及び海外の各関係会社においても、規模に応じつつ、役員派遣に関する事項・権限（山善と各関係会社の権限分配）・業務報告・文書保管・内部監査・危機管理・教育の各項目を踏まえた上で、業務の適正を確保するための体制（仕組み）を構築しております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

◇監査役の職務を補助するため、一定の知識・経験を有するスタッフ（監査役スタッフ）を複数名置いております。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

◇監査役スタッフの人事に関する事項は、監査役会の同意を要するものとしております。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

◇会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は法令及び定款に違反する事実を把握したときは、社内規程に基づき、直ちに当該事実を監査役に報告するものとしております。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ◇定期的に代表取締役と監査役との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ることとしております。
- ◇監査役会は、内部監査部との適切な連携関係を維持するとともに、会計監査人との定期的な会合を行うなど、相互の認識を共有、深化すべく努めるものとしております。
- ◇監査役が必要と認めた場合、経営会議その他の重要な会議に出席できるものとするほか、会議の議事録、各種報告書、決裁書類等を適時かつ容易に閲覧しうる体制を保持するものとしております。
- ◇法令に基づく重要な開示書類については、全て開示前に常勤監査役への報告及び閲覧を要すものとしております。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

- ◇財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行っております。システムの運用にあたっては、内部統制委員会を設置し、その信頼性・適切性の合理的な担保のため、内部監査を担う内部監査部と連携し、整備・運用状況の有効性評価を行っております。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ◇当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。
- ◇この基本方針を、コンプライアンスの基本概念として定めた当社の行動規範、『山善グループ企業行動憲章』に明記し、ガイドブックを作成の上、当社グループ社員全員に配布・周知しております。
- ◇当社は、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

- ◇当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を13回、常勤の取締役を構成員とする経営戦略会議を8回開催し、重要な業務執行の意思決定を行っております。また、常勤の取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を12回、執行役員会を12回開催し、将来予測を含めた業績レビュー及び業務執行に関する検討を行っております。
- ◇その他の業務の適正を確保するための体制については、内部統制システムに組み込まれており、それぞれの重要なプロセスが、定められた規程に則って運用されていることを、内部統制委員会が評価し、その結果を取締役に報告することにより確認しております。また、コンプライアンス委員会の活動目的等の再整備活動を目的とした会議を5回開催し、従前に比し予防的活動に軸足を移すことを決定しております。それを受けた具体的活動として、「コンプライアンス教育内容整備」、「コンプライアンス研修（延日数17日開催）」、「コンプライアンス・ハンドブック作成及び配布」を実施し、内部統制システムの実効性を高めるよう努めております。
- ◇監査役は、業務の適正を確保するため、代表取締役との相互の意思疎通を図る定期会合を2回開催し、会社の経営方針を踏まえ、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をしております。会計監査人との相互認識の共有、深化を目的とする定期会合を四半期毎に開催し、監査役監査の実効性向上に努めております。また、監査役は、必要に応じて各種会議・委員会に出席し、業務の適正確保に努めております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定した財務基盤の確立と収益力の向上を図り、株主の皆様への安定的な配当を基本とし、利益水準を考慮した上で利益還元を行うことを基本方針としております。新3ヵ年中期経営計画では、連結配当性向30%を目処に配当を実施し、更なる配当水準の向上に努めてまいります。

内部留保金につきましては、株主資本の一層の充実を図りつつ、持続的な事業発展に繋がる有効な投資に充当し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

科 目	金 額 (百万円)
(資 産 の 部)	
流動資産	182,490
現 金 及 び 預 金	40,833
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	101,361
有 価 証 券	12,500
商 品 及 び 製 品	21,701
繰 延 税 金 資 産	1,354
そ の 他	5,320
貸 倒 引 当 金	△579
固定資産	25,913
有形固定資産	11,722
建 物 及 び 構 築 物	2,739
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	114
工 具 、 器 具 及 び 備 品	445
土 地	3,308
リ ー ス 資 産	5,113
そ の 他	0
無形固定資産	2,285
投資その他の資産	11,905
投 資 有 価 証 券	10,293
破 産 更 生 債 権 等	110
退 職 給 付 に 係 る 資 産	26
繰 延 税 金 資 産	131
そ の 他	1,537
貸 倒 引 当 金	△194
資産合計	208,404

科 目	金 額 (百万円)
(負 債 の 部)	
流動負債	130,234
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	115,820
リ ー ス 債 務	229
未 払 法 人 税 等	1,227
繰 延 税 金 負 債	20
賞 与 引 当 金	2,623
商品自主回収関連費用引当金	38
そ の 他	10,274
固定負債	10,650
リ ー ス 債 務	5,554
繰 延 税 金 負 債	899
退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,055
そ の 他	1,141
負債合計	140,885
(純 資 産 の 部)	
株主資本	65,087
資本金	7,909
資本剰余金	6,088
利益剰余金	51,107
自己株式	△17
その他の包括利益累計額	2,186
その他有価証券評価差額金	3,497
繰延ヘッジ損益	△351
為替換算調整勘定	1,303
退職給付に係る調整累計額	△2,263
非支配株主持分	243
純資産合計	67,518
負債・純資産合計	208,404

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

科 目				金 額 (百万円)	
売	上	高			447,774
売	上	原	価		390,231
販	売	上	総		57,542
費	及	び	一		44,284
営	業	利	益		13,258
営	業	外	収		
受	取	利	息	1,520	
受	取	配	当	224	
そ	の	他		211	1,955
営	業	外	費		
支	払	利	息	1,626	
そ	の	他		83	1,710
経	常	利	益		13,503
特	別	利	益		
固	定	資	産	148	
投	資	有	価	18	167
特	別	損	失		
固	定	資	産	9	
固	定	資	産	0	
そ	の	他		1	11
税	金	等	調		13,659
法	人	税	、		
住	民	税	及		
び	事	業	税	3,497	
法	人	税	等	885	4,382
調	整	額			
当	期	純	利		9,277
益					
非	支	配	株		84
主	に	帰	属		
す	る	当	期		
純	利	益			9,192
親	会	社	株		
主	に	帰	属		
す	る	当	期		
純	利	益			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

	株主資本 (百万円)				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,909	6,081	44,165	△16	58,139
当期変動額					
剰余金の配当			△1,125		△1,125
剰余金の配当 (中間配当)			△1,125		△1,125
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,192		9,192
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		6			6
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	6	6,941	△0	6,948
当期末残高	7,909	6,088	51,107	△17	65,087

	その他の包括利益累計額 (百万円)					非支配 株主持分 (百万円)	純資産合計 (百万円)
	その他有価証 券評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換 算勘定 調整	退職給付に 係る調整 累計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	4,846	401	3,090	△1,515	6,823	185	65,148
当期変動額							
剰余金の配当							△1,125
剰余金の配当 (中間配当)							△1,125
親会社株主に帰属する 当期純利益							9,192
自己株式の取得							△0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	0				0	△9	△3
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△1,348	△753	△1,786	△747	△4,636	68	△4,568
当期変動額合計	△1,348	△753	△1,786	△747	△4,636	58	2,370
当期末残高	3,497	△351	1,303	△2,263	2,186	243	67,518

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

19社

Yamazen, Inc.

Yamazen (Singapore) Pte.Ltd.

Yamazen (Thailand) Co.,Ltd.

Yamazen Co.,Ltd.

Souzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.

Yamazen (Shanghai) Trading Co.,Ltd.

Yamazen (Shenzhen) Trading Co.,Ltd.

ヤマゼンクリエイト株式会社

ヤマゼンロジスティクス株式会社

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

Yamazen Machinery & Tools Philippines Inc.

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称
- ・持分法を適用しない理由

Yamazen Machinery & Tools Philippines Inc.

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Souzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.、Yamazen (Shanghai) Trading Co.,Ltd.及びYamazen (Shenzhen) Trading Co.,Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、Souzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.、Yamazen (Shanghai) Trading Co.,Ltd.及びYamazen (Shenzhen) Trading Co.,Ltd.については、連結決算日現在における仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------|---|
| ・満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ・その他の有価証券 | |
| 時価のあるもの | 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

- | | |
|---------|-----|
| ・デリバティブ | 時価法 |
|---------|-----|

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------|--|
| ・商品及び製品 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| | ただし、在外連結子会社では主として移動平均法による低価法 |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 当社及び国内連結子会社の有形固定資産 主として定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

（主な耐用年数）建物及び構築物 38年

- ・ 在外連結子会社の有形固定資産 主として定額法

（主な耐用年数）建物及び構築物 39年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、期末在職従業員に対し支払うべき未払賞与見積額を計上しております。

ハ. 商品自主回収関連費用引当金

商品自主回収に伴う損失見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務等は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象 …… 外貨建債権債務（予定取引を含む）

ハ. ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、将来の為替変動リスク回避のために行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

事前評価及び事後評価は、比率分析等の方法によっております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時に一括償却しております。

□. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。) 等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金が6百万円増加しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は6百万円増加しております。

3. 表示方法の変更に係る注記 (連結貸借対照表)

前連結会計年度まで有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「リース資産」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「リース資産」は200百万円であります。

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」を独立掲記することに伴い、開示の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「リース債務」は95百万円であります。

前連結会計年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は、負債及び純資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「リース債務」は172百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	6,356百万円
(2) 保証債務等	
当社グループ社員（住宅資金等の銀行借入等）	15百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	93,840,310株	一株	一株	93,840,310株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成27年5月11日開催の取締役会において決議された配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,125百万円
- ・ 1株当たり配当金額 12円00銭
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月8日

ロ. 平成27年11月10日開催の取締役会において決議された配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,125百万円
- ・ 1株当たり配当金額 12円00銭
- ・ 基準日 平成27年9月30日
- ・ 効力発生日 平成27年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 平成28年5月11日開催の取締役会において次のとおりの決議であります。

- ・ 配当金の総額 1,688百万円
- ・ 1株当たり配当金額 18円00銭
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月6日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資の運用は、安全性の高い金融資産によるものに限定し、資金調達については、主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的にモニタリングして、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク軽減をはかっております。

また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権及び営業債務に係る為替の変動リスクに関しては、原則として先物為替予約をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業であり、その取得については限度額を定めております。また、定期的に把握された時価を最高財務責任者に報告しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、定期的に為替予約等の状況を最高財務責任者に報告しております。また、デリバティブの利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関との取引に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（＊1）	時価（＊1）	差額
① 現金及び預金	40,833	40,833	—
② 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	101,361 △579		
	100,781	100,781	—
③ 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の有価証券 その他有価証券	12,500 9,430	12,500 9,430	— —
④ 支払手形及び買掛金	(115,820)	(115,820)	—
⑤ リース債務（＊2）	(5,784)	(5,784)	—
⑥ デリバティブ取引（＊3） （イ）ヘッジ会計が適用されていないもの （ロ）ヘッジ会計が適用されているもの	(1) (508)	(1) (508)	— —

（＊1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊2）リース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額で表示しております。

（＊3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑥ デリバティブ取引

イ. 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

ロ. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金・買掛金等と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金・買掛金等の時価に含めて記載しております（上記②④参照）。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額863百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7. 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生 of 主な原因は、賞与引当金、貸倒引当金及び退職給付に係る負債であり、繰延税金負債の発生 of 主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

（2）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.9%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は57百万円減少し、法人税等調整額が83百万円、その他有価証券評価差額金が80百万円、それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が10百万円、退職給付に係る調整累計額が43百万円減少しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	717円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	98円01銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

科 目	金 額 (百万円)
(資 産 の 部)	
流動資産	155,353
現金及び預金	25,022
受取手形	32,067
売掛金	65,917
有価証券	12,500
商品及び製品	14,766
繰延税金資産	1,065
未収入金	3,255
その他の他	1,311
貸倒引当金	△553
固定資産	28,507
有形固定資産	10,494
建物	2,055
構築物	117
機械及び装置	67
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	334
土地	2,805
リース資産	5,113
無形固定資産	2,159
ソフトウェア	1,990
その他の他	168
投資その他の資産	15,853
投資有価証券	9,843
関係会社株式	4,384
破産更生債権等	110
前払年金費用	272
その他の他	1,436
貸倒引当金	△193
資産合計	183,861

科 目	金 額 (百万円)
(負 債 の 部)	
流動負債	121,596
支払手形	57,846
買掛金	51,988
リース債務	229
未払金	2,165
未払費用	1,245
未払法人税等	753
預り金	2,985
賞与引当金	2,052
商品自主回収関連費用引当金	38
その他の他	2,290
固定負債	7,901
リース債務	5,554
繰延税金負債	1,220
その他の他	1,126
負債合計	129,498
(純 資 産 の 部)	
株主資本	51,217
資本金	7,909
資本剰余金	6,081
資本準備金	1,980
その他資本剰余金	4,101
利益剰余金	37,244
その他利益剰余金	37,244
圧縮積立金	12
別途積立金	23,300
繰越利益剰余金	13,931
自己株式	△17
評価・換算差額等	3,145
その他有価証券評価差額金	3,497
繰延ヘッジ損益	△352
純資産合計	54,363
負債・純資産合計	183,861

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

科 目				金 額 (百万円)	
売 上	高				406,019
売 上 原 価	価				359,059
売 上 総 利 益	益				46,959
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費				36,369
営 業 利 益	益				10,590
営 業 外 収 益	益				
受 取 利 息	息		7		
受 取 配 当 金	金		2,280		
仕 入 割 引	引		1,362		
そ の 他	他		90		3,741
営 業 外 費 用	用				
支 払 利 息	息		68		
売 上 割 引	引		1,535		
そ の 他	他		65		1,669
経 常 利 益	益				12,661
特 別 利 益	益				
特 別 利 益	益				
固 定 資 産 売 却 益	益		145		145
特 別 損 失	失				
固 定 資 産 除 却 損	損		8		
そ の 他	他		1		10
税 引 前 当 期 純 利 益	益				12,796
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	税		2,387		
法 人 税 等 調 整 額	額		1,034		3,422
当 期 純 利 益	益				9,374

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

	株主資本（百万円）									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	7,909	1,980	4,101	6,081	13	18,500	11,607	30,120	△16	44,095
当期変動額										
圧縮積立金の取崩					△0		0	－		－
別途積立金の積立						4,800	△4,800	－		－
剰余金の配当							△1,125	△1,125		△1,125
剰余金の配当（中間配当）							△1,125	△1,125		△1,125
当期純利益							9,374	9,374		9,374
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	△0	4,800	2,323	7,123	△0	7,122
当期末残高	7,909	1,980	4,101	6,081	12	23,300	13,931	37,244	△17	51,217

	評価・換算差額等 (百万円)			純資産合計 (百万円)
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,844	401	5,246	49,341
当期変動額				
圧縮積立金の取崩				－
別途積立金の積立				－
剰余金の配当				△1,125
剰余金の配当 (中間配当)				△1,125
当期純利益				9,374
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,347	△753	△2,101	△2,101
当期変動額合計	△1,347	△753	△2,101	5,021
当期末残高	3,497	△352	3,145	54,363

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券
- ・子会社株式及び関連会社株式
- ・其他有価証券
- 時価のあるもの

償却原価法（定額法）
移動平均法による原価法

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

- ・デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、期末在职従業員に対し支払うべき未払賞与見積額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することにしております。

過去勤務費用は、その発生時に一括償却しております。

④ 商品自主回収関連費用引当金

商品自主回収に伴う損失見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務等は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象 …… 外貨建債権債務（予定取引を含む）

③ ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、将来の為替変動リスク回避のために行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

事前評価及び事後評価は、比率分析等の方法によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「リース資産」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「リース資産」は200百万円であります。

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」を独立掲記することに伴い、開示の明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「リース債務」は95百万円であります。

前事業年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は、負債及び純資産の総額の100分の1を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「リース債務」は172百万円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,168百万円
(2) 保証債務等	
社員（住宅資金等の銀行借入等）	15百万円
ヤマゼンロジスティクス株式会社	9百万円
Yamazen (Shenzhen) Trading Co.,Ltd.	1百万円
計	27百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	4,999百万円
② 長期金銭債権	123百万円
③ 短期金銭債務	2,725百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	16,973百万円
② 仕入高	4,215百万円
③ その他の営業取引高	8,591百万円
④ 営業取引以外の取引高	2,086百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	44,152株	311株	－株	44,463株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、貸倒引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.9%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は10百万円減少し、法人税等調整額が79百万円、その他有価証券評価差額金が80百万円、それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が10百万円減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 579円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 99円94銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月3日

株式会社 山 善
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 口 弘 志 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高 見 勝 文 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山善の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山善及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月3日

株式会社 山 善
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山口 弘 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 見 勝 文 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山善の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月9日

株式会社 山 善 監査役会

常勤監査役 松村 嘉 員 ㊞

常勤監査役 山 崎 公 明 ㊞

監 査 役 阪 口 誠 ㊞

監 査 役 津 田 佳 典 ㊞

(注) 監査役 阪口誠及び津田佳典は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

MEMO

[illegible]

株主総会会場のご案内

- ▶ **会場** 大阪市西区立売堀二丁目3番16号 当社本社ビル 7階会議室
- ▶ **交通** 地下鉄中央線・千日前線阿波座駅下車、2号出入口を出て中央大通を東へ
大阪トヨペットビル角を右折、南へ約150メートル

